

横浜駅周辺地区 都市再生安全確保計画

〔第2版 平成30年度改定〕

横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会
(横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会)

平成30年12月

目 次

序章 都市再生安全確保計画について

都市再生安全確保計画とは	1
平成25年度に横浜駅周辺地区で都市再生安全確保計画を作成した経緯	1
平成30年度改定について	1

第1章 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1.1 意義	2
1.2 都市再生安全確保計画の位置づけ	3
1.3 対象範囲	6
1.4 作成体制	7
(1) 作成・改定体制	7
(2) 組織名簿	8
1.5 構成及び内容	9
1.6 横浜駅周辺地区の状況と被害想定	10
(1) 横浜駅周辺地区の状況	10
(2) 大規模な地震時の被害想定	11
1.7 防災上の課題	13
1.8 目標と取組み	14
1.9 取組みの考え方	18

第2章 都市再生安全確保に係る事業・事務

2.1 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）	19
2.2 退避施設（津波避難施設）	20
2.3 退避経路	21
2.4 備蓄倉庫・その他の施設	21
2.5 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事業等	21
2.6 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事務等	21
2.7 施設の位置図	22

序章 都市再生安全確保計画について

都市再生安全確保計画とは

平成23年に発生した東日本大震災の際に、大都市のターミナル駅周辺において、多くの滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じました。これを大きく上回る被害が想定される、首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合においては、建築物の損壊や交通機関のマヒなどにより、甚大な人的・物的被害が想定されます。

こうした背景から、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成24年3月30日に成立、7月1日に施行され、都市再生安全確保計画制度が創設されました。

都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地域内の主要な建築物の所有者、テナント、企業、交通機関、ライフライン事業者等が連携して、都市再生緊急整備地域単位でハード・ソフト両面の防災対策を盛り込むこととされています。

平成25年度に横浜駅周辺地区で都市再生安全確保計画を作成した経緯

横浜都心部は、政府により、平成14年度に都市再生緊急整備地域に指定され、平成23年度には、横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急整備地域に指定されました。その中でも特に横浜駅周辺地区は、6社9路線の鉄道が乗り入れ、1日約200万人の乗降客数がある首都圏有数のターミナル駅を有し、大規模な災害が発生すると、多くの滞留者や帰宅困難者の発生による混乱が予測され、また、駅東西には地下街が形成されており、海や河川に近い地区でもあるため、津波発生時の避難においても混乱が予測されます。

そのため、平成25年度に横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急整備地域のうち横浜駅周辺地区において先行的に都市再生安全確保計画を作成しました。

平成30年度改定について

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画は策定より5年が経過し、横浜駅周辺混乱防止対策会議において津波時の避難誘導方向について見直しが行われたこと、地区内でいくつかの開発事業が進展し退避経路の変更や滞留者の受入施設の増加が見込まれること、隣接するみなとみらい地区で新たに策定された都市再生安全確保他の関連計画と整合を図る必要があることなどから平成30年度に改定しました。

第1章 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1.1 意義

大規模な地震や津波発生時の混乱の発生等による人的被害等の抑制を図り、来街者等の生命を守るためには、滞留者・帰宅困難者対策とともに、避難対策を図る必要があります。

そのためには、

- ・横浜市防災計画（震災対策編）や西区・神奈川区防災計画より細かな地区の実状・特性に応じた横浜駅周辺地区の防災計画を定めること
- ・行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応
- ・行政機関、民間事業者等が連携して地区における「防災対策の方向性」や「防災機能の拡充方法」、「取組みの考え方」などを踏まえた対策の実施
- ・ハード、ソフト両面による大規模な地震や津波に対する対策

が必要不可欠となります。

これらにより、地区内の防災性能の着実な向上、人的被害の抑制、地域の円滑な応急対応の実現、防災に関する地域コミュニティの醸成などの効果が期待できます。

「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」は、横浜駅周辺地区における防災力の向上を図るために、国、横浜市などの行政機関と鉄道事業者・民間事業者等が連携・協働した

- ・初動時における情報受伝達体制
- ・大規模地震や津波発生時における滞留者の避難対策
- ・滞留者・帰宅困難者対策
- ・災害に強い都市づくり

などに関する基本的な方針等を定めるものです。



写真 平成23年3月11日東日本大震災時の横浜駅周辺の様子

1.2 都市再生安全確保計画の位置づけ

横浜市では、全市的に防災・防犯分野における様々な計画が定められています。その中で『横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画』は、国、横浜市などの行政機関と民間事業者等が連携して地区の防災力向上を図るため、主に「大規模地震や津波発生時における滞留者の避難対策」や「滞留者・帰宅困難者対策」等の目標や取組みを定めたものです。

また、『横浜駅周辺都市再生安全確保計画の運用に関する防災ガイドライン・参考資料』のうち「防災ガイドライン」は、都市再生安全確保計画の内容と関連が強い資料で、都市再生安全確保計画の充実を図り、実効性を高め、計画を実際に運用していくうえで有効な資料です。「参考資料」は安全確保計画の理解の上で参考になる資料です。

横浜駅周辺地区においては、横浜駅周辺における混乱防止や安全確保を目的とした横浜駅周辺混乱防止対策会議が設置されており、「情報受伝達マニュアル」、「地域の対応ルール」、「地域の対応ルール【津波版】」、「滞留者・帰宅困難者避難マップ」、「津波避難マップ」を作成し、運用しています。

また、横浜駅周辺大改造計画である「エキサイトよこはま 22」においては、再開発等を行う際に守るべき事項を示した「まちづくりガイドライン」や概ね 20 年後までに取組む基盤整備の方針等を示した「基盤整備の基本計画」においても防災・減災に関する取組みを推進しています。

都市再生安全確保計画は、横浜駅周辺地区において、これら現在の取組みを連動させるとともに、行政機関や民間事業者等による取組みを具現化し、役割を明確にすることで災害時に対応できるようにするためのものです。

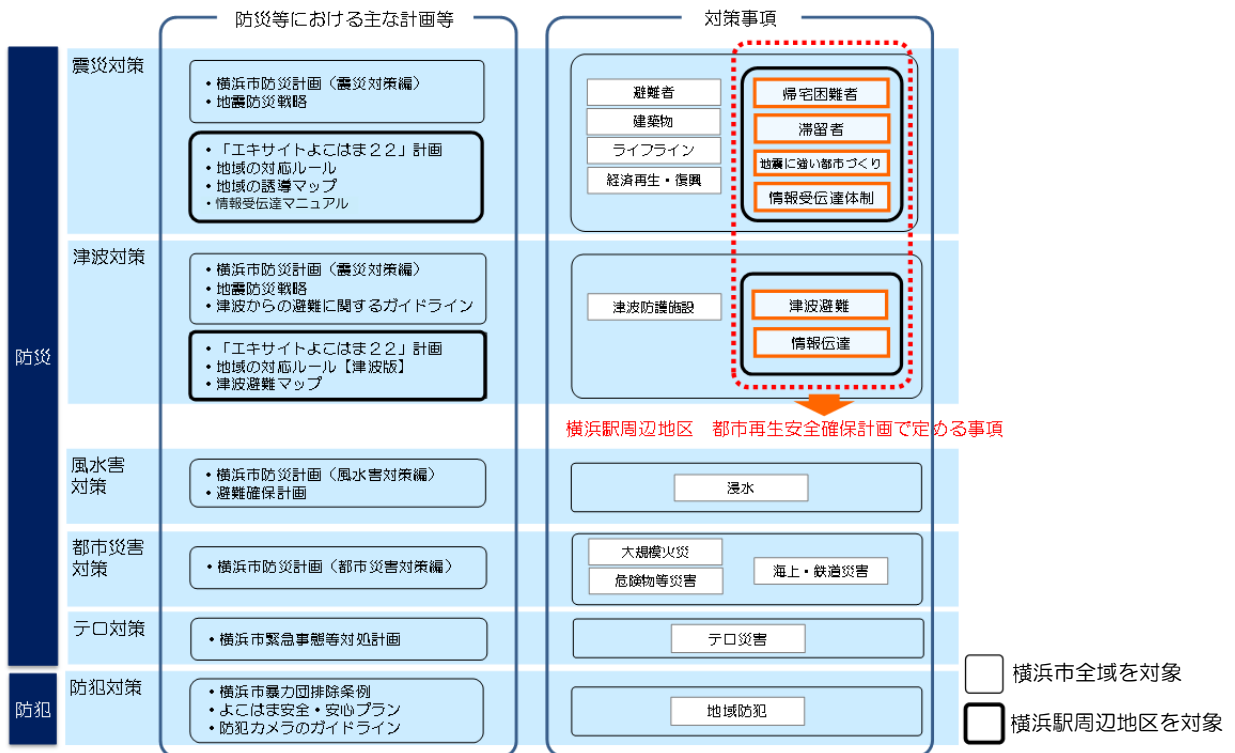


表 横浜市・横浜駅周辺地区における防災・減災における主な計画等

名称	所管	概要
横浜市防災計画 西区防災計画 神奈川区防災計画	横浜市総務局危機管理室 西区 神奈川区	災害対策基本法に基づき、市の災害に対する予防策や市の対応、区の対応などを定めたもの。
横浜市地震防災戦略	横浜市総務局危機管理室	中央防災会議の要請により、「南海トラフ巨大地震」「東京湾北部地震」等について、被害軽減量を「減災目標」として策定したものの。
横浜市災害時における自助および共助の推進に関する条例	横浜市総務局危機管理室	市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指したものの。
横浜市震災対策条例	横浜市総務局危機管理室	震災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とし、震災対策について、基本理念を定め、横浜市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防対策、応急対策、復旧対策及び復興対策について定めたもの。
津波からの避難に関するガイドライン	横浜市総務局危機管理室	津波が発生した際に、市民が自らの安全確保のため、迅速適切な避難をするための行動を示したガイドライン。
横浜市耐震改修促進計画	横浜市建築局建築企画課	耐震改修促進法に基づき、安全・安心な都市づくりを推進するため、横浜市における旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくもの。
情報受伝達マニュアル	横浜駅周辺混乱防止対策会議	災害時に、地元自治会町内会、駅周辺事業者、鉄道事業者、神奈川県警察及び横浜市が連携・協力し、駅周辺の混乱防止や安全確保を図る際の情報受伝達についてまとめたもの。
地域の対応ルール 地域の対応ルール【津波版】	横浜駅周辺混乱防止対策会議	地域の対応ルールは大震災発生時の「横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者」の「心得」を示したもの。 地域の対応ルール【津波版】は津波警報・大津波警報の発表、避難勧告・避難指示が発令された場合の対応ルール。
横浜駅周辺 滞留者・帰宅困難者避難マップ	横浜駅周辺混乱防止対策会議	横浜駅周辺地区において、滞留者が地震時に一時避難場所などへ避難するためのマップ。
横浜駅周辺 津波避難マップ	横浜駅周辺混乱防止対策会議	慶長型地震における横浜駅周辺の浸水エリア、津波避難施設、海拔5m以上の高台等を示した津波時の避難のためのマップ。

名称	所管	概要
エキサイトよこはま 22 まちづくりガイドライン	横浜駅周辺大改造計画づくり 委員会 (横浜市都市整備局都心再生課)	民間と行政が連携・協働して横浜駅周辺地区の魅力向上を図るため、まちづくりの基本方針や再開発等を行う際のルールを示したもの。 防災・防犯分野にて、滞留者・帰宅困難者対策や地域と行政の連携による防災力向上の取組みの推進等を行う。
エキサイトよこはま 22 基盤整備の基本計画	横浜駅周辺大改造計画づくり 委員会 (横浜市都市整備局都心再生課)	概ね20年後までに取組む基盤整備の全体像としてとりまとめ、災害安全性の向上や国際交流都市の実現に向けた優先的な取組みの方向性を定め、民間開発に合わせた中期的な取組みを示したもの。

1.3 対象範囲

本計画の対象範囲は、次の図に示す横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急整備地域*のうち、横浜駅周辺地区を中心とした範囲です。

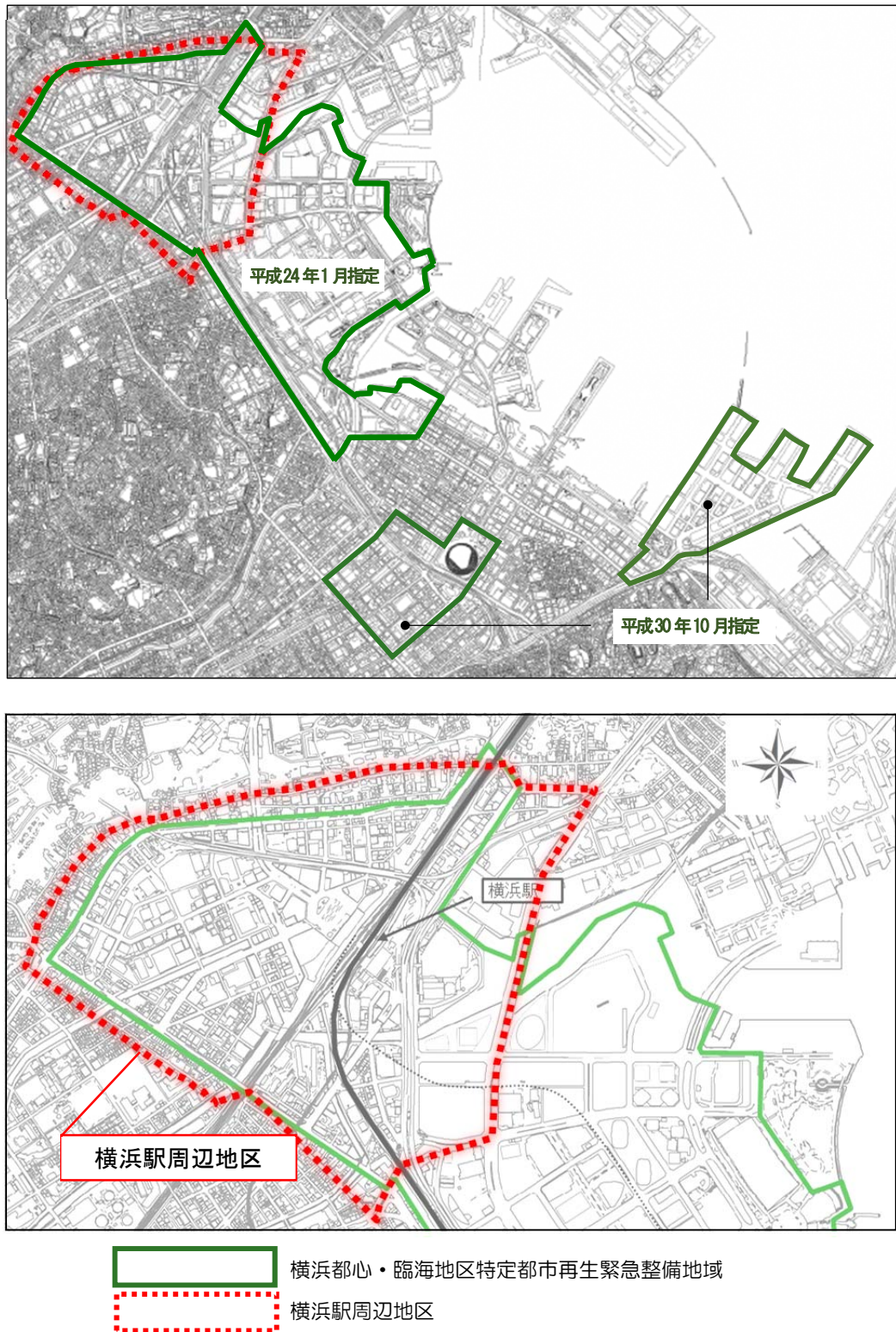


図 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の対象範囲

*横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急整備地域のうち、みなとみらい地区の都市再生安全確保計画は平成29年10月に策定されました。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/mm21/>

1.4 作成体制

横浜駅周辺地区における都市再生安全確保計画を以下の体制により作成・改定します。

(1) 作成・改定体制

- 計画の議決は、「横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会」が行うが、同協議会規約第12条の規定に従い、「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会」を計画に関する協議調整のために設置し、その議決をもって「横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会」の議決を得たものとみなすことができる。
- 計画内容等の実質的検討は、既存の防災検討組織である「横浜駅周辺混乱防止対策会議」で行い、協議会（作成部会）の議決を得るものとする。

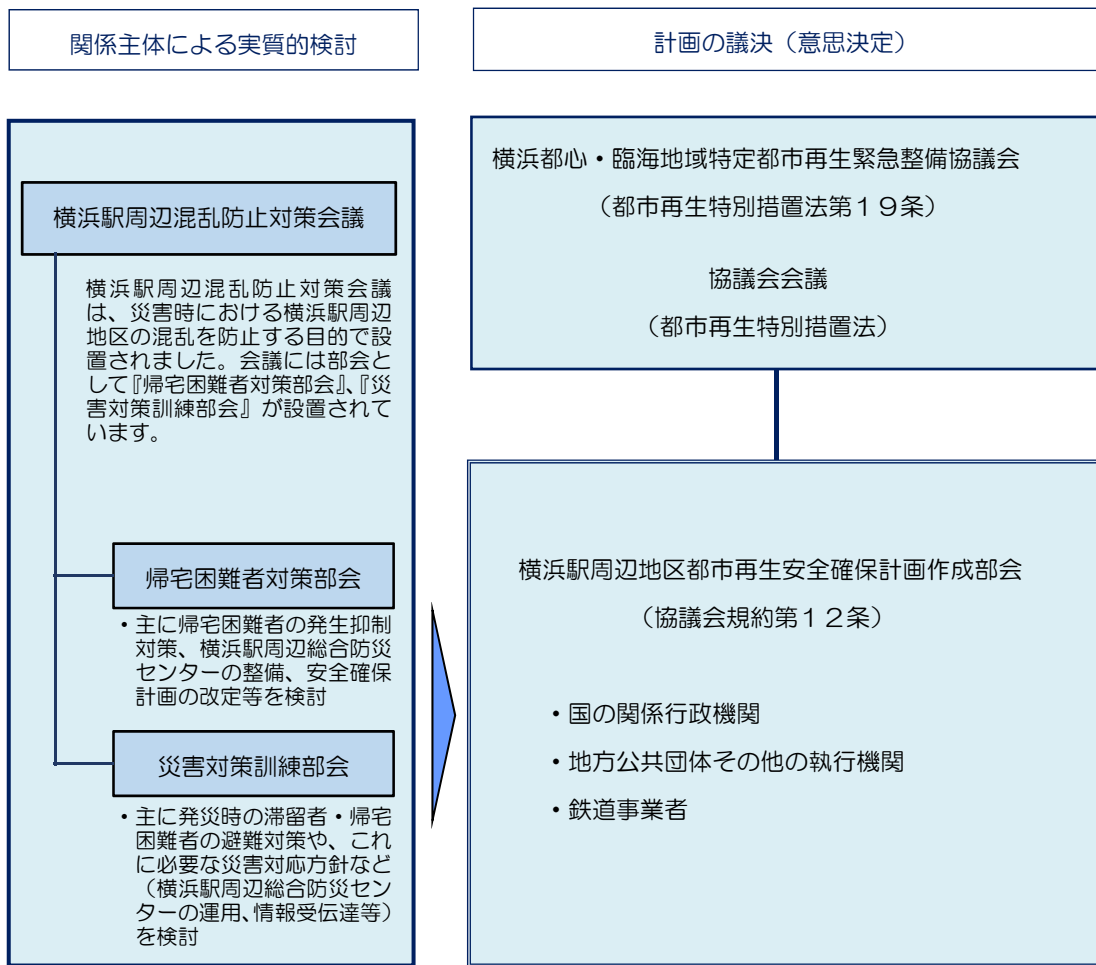


図 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の作成・改定体制

(2) 組織名簿

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会 組織名簿

(平成25年11月時点)

- 国の関係行政機関
 - ・内閣官房 地域活性化統合本部
 - ・国土交通省 関東地方整備局
 - ・国土交通省 関東運輸局
- 地方公共団体、その他の執行機関
 - ・神奈川県政策局
 - ・神奈川県安全防災局安全防災部
 - ・神奈川県警察本部
 - ・神奈川県警察 戸部警察署
 - ・神奈川県警察 神奈川警察署
 - ・横浜市 都市整備局
 - ・横浜市 総務局危機管理室（事務局）
- 鉄道事業者
 - ・東日本旅客鉄道株式会社横浜駅
 - ・東京急行電鉄株式会社横浜駅
 - ・横浜市交通局 高速鉄道本部
 - ・横浜高速鉄道株式会社 みなとみらい駅

横浜駅周辺混乱防止対策会議 組織名簿

(平成30年4月時点)

- 横浜駅周辺事業者
 - ・横浜駅西口振興協議会
 - ・横浜駅西口共同防火防災管理協議会
 - ・横浜駅東口振興協議会
 - ・横浜駅東口共同防火防災管理協議会
- 交通事業者
 - ・東日本旅客鉄道株式会社横浜駅
 - ・相模鉄道株式会社横浜駅
 - ・京浜急行電鉄株式会社横浜駅
 - ・東京急行電鉄株式会社横浜駅
 - ・一般社団法人神奈川県バス協会
- 地元自治会
 - ・神奈川区青木第二自治会町内会連合会
 - ・神奈川区鶴屋町町内会
 - ・西区第五地区自治会連合会
 - ・西区高島自治会
 - ・西区南幸自治会
- 警察
 - ・神奈川県戸部警察署
 - ・神奈川県神奈川警察署
 - ・神奈川県警察鉄道警察隊
- 横浜市
 - ・神奈川区総務部
 - ・神奈川区神奈川土木事務所
 - ・西区総務部
 - ・西区西土木事務所
 - ・都市整備局都心再生課（事務局）
 - ・消防局神奈川消防署
 - ・消防局西消防署
 - ・交通局高速鉄道本部
 - ・総務局危機管理室（事務局）

1.5 構成及び内容

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の構成及び内容は以下のとおりです。

表 都市再生安全確保計画の構成及び内容

法の位置づけ (都市再生特別措置法第19条の15第2項)		都市再生安全確保計画本編の構成及び内容	
第1号	都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	第1章 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	1.1 意義 1.2 対象範囲 1.3 作成体制 1.4 構成及び内容 1.5 横浜駅周辺地区の状況と被害想定 1.6 防災上の課題 1.7 目標と取組み 1.8 取組みの考え方
第2号	都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項	第2章 都市再生安全確保に係る事業・事務	2.1 退避施設(帰宅困難者一時滞在施設)
第3号	前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項		2.2 退避施設(津波避難施設)
第4号	都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十八第一項において同じ。)その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項		2.3 退避経路
第5号	大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項		2.4 備蓄倉庫・その他の施設
第6号	前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項		2.5 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事業等 2.6 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事務等

横浜駅周辺都市再生安全確保計画の運用に関する防災ガイドライン・参考資料

※横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会に諮らず変更できるものと位置づけます。

1.6 横浜駅周辺地区の状況と被害想定

(1) 横浜駅周辺地区の状況

ア リスク

- 横浜駅は、6社9路線の鉄道が乗り入れ、一日約200万人の乗降客がある首都圏有数のターミナル駅で、大規模な災害が発生すると多くの滞留者や帰宅困難者が発生し混乱が予測されます。
- 元禄型地震を想定すると震度7に達すると想定される地域がある一方、耐震性を有する建物は横浜市で89%にとどまっており、大規模な地震の発生時に大きな損傷を受ける可能性があります。
- 海や河川に近く、地盤面と水面との高低差が少ない地区であり、駅東西に地下街が形成されていて津波発生時の避難においても混乱が予測されます。

イ 資源

- 交通事業者、警察、横浜駅周辺事業者、地元自治会、横浜市などから構成される横浜駅周辺混乱防止対策会議が組織され、大規模な地震や津波発生時の横浜駅周辺の混乱を防止する対策が検討されています。
- 地区の周辺に大規模な地震や津波発生時に一時退避できる、空地、広場があります。
- 駅の北側から西側にかけて津波発生時でも浸水しないと予測されている高台があり、津波発生時の避難先として利用できます。
- 一時滞在施設として利用させていただける建物との間で利用に関する協定を結んでいます。
- 3階以上の堅牢な建物で、津波避難施設として利用させていただける建物との間で利用に関する協定を結んでいます。

ウ 滞留者数・帰宅困難者数

- 平成20年東京都市圏パーソントリップ調査のデータをもとに推計した結果、横浜駅周辺地区における災害発生時の滞留者数・帰宅困難者数は、平日午後で最大となり、滞留者数約10.2万人、帰宅困難者数約3.3万人となります。

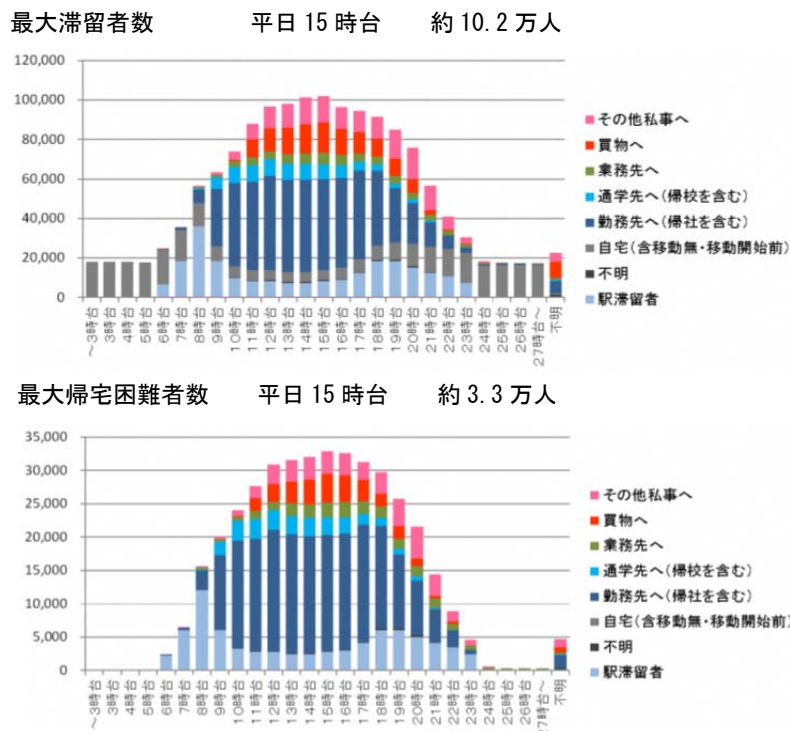


図 時間帯別最大滞留者数・帰宅困難者数

(2) 大規模な地震時の被害想定

本計画では、以下の地震による被害を想定します。

横浜駅周辺地区は、海に近いため、大規模な地震の他に津波を伴う地震についても想定します。横浜市地震被害想定調査報告書より発生頻度は低くても最大の被害がもたらされる以下の地震による被害を想定します。

表 想定地震と被害状況①

地震のタイプ	地震被害の大きいタイプ	津波発生型
想定地震	元禄型地震	慶長型地震
震源、規模	神奈川、千葉南部 M8.1	遠州灘～相模トラフ
当該地区の震度	震度 6 強～7	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため
建築物被害	旧耐震建築物は大きな被害 新耐震建築物も一部で被害	旧耐震建築物に被害
浸水	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	あり (最大津波高さ約 4.0m)
津波到達時間	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	75 分 ※津波高さ、到達時間については横浜市「平成 25 年度津波対策検討調査」の慶長型地震における神奈川福祉保健センター、横浜平沼高等学校の水位変動予測により推定した。
火災	局所の火災はあるが大火災は発生しない	局所の火災はあるが大火災は発生しない
交通機関の状況	鉄道はすべて運行停止	鉄道はすべて運行停止
道路の状況	物理的被害や停電による信号停止などで車の走行不能	物理的被害や停電による信号停止などで車の走行不能
インフラの状況	電気・ガス・水道が途絶	電気・水道が一部で途絶
一般通信の状況	電話、携帯電話とも輻輳により不通	電話、携帯電話とも輻輳により不通

出典：平成 24 年 10 月 横浜市地震被害想定調査報告書

表 想定地震と被害状況②

種別	被害項目	被害単位	元禄型地震	慶長型地震
建築物被害	揺れ	全壊数(棟)	255	—
		半壊数(棟)	400	—
	液状化	全壊数(棟)	3	—
		半壊数(棟)	63	—
	急傾斜地崩壊	全壊数(棟)	0	—
		半壊数(棟)	0	—
津波	全壊数(棟)	10	44	
	半壊数(棟)	715	1313	
その他の被害	滞留者	人(平日午後)	約 10.2 万人	
	帰宅困難者	人(平日午後)	約 3.3 万人	

出典：建築物被害 平成 24 年 10 月 横浜市地震被害想定調査報告書
その他の被害 平成 29 年度実施の滞留者・帰宅困難者数推計結果

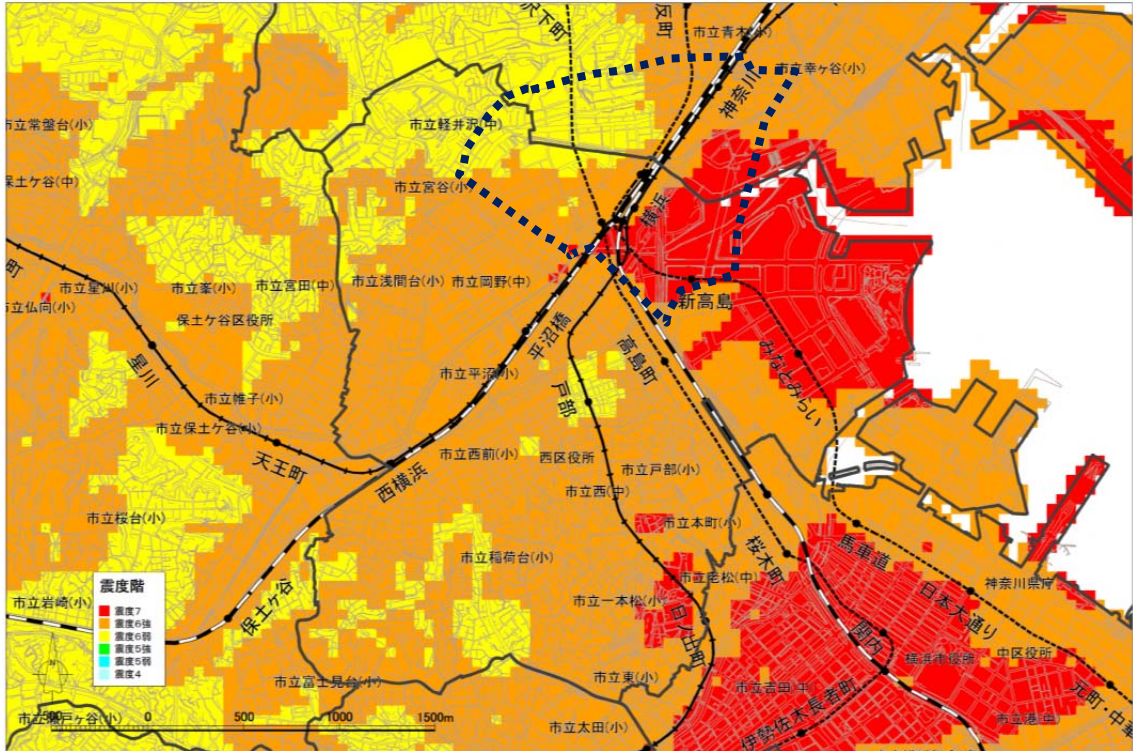


図 元禄型地震震度分布 出典：平成24年10月 横浜市地震被害想定調査報告書



図 慶長型地震浸水予測

浸水域は平成24年3月の神奈川県による新たな津波浸水予測図による

※神奈川県が平成27年に見直しを行っているが、横浜市の防災計画が平成24年度の浸水予測に基づいているため、本計画も平成24年度の浸水予測を想定している。

1.7 防災上の課題

地区の状況や被害想定から得られる課題を整理して記載します。

課題① 発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制

- ・発生時間（勤務時間外）により、職員が早期に派遣できない場合の情報収集（被害状況、交通機関の運行状況等）の遅延が生じる。
- ・初動期における従業員から来街者等への指示や情報提供の遅延により混乱が発生する。
- ・初動期における横浜駅情報連絡本部の連絡体制の強化が必要である。

課題② 滞留者・帰宅困難者対応

②-1 滞留者・帰宅困難者への対応

- ・災害時に発生する最大の滞留者・帰宅困難者数は、滞留者約 10.2 万人、帰宅困難者約 3.3 万人となっており、混乱が生じる。
- ・現時点での横浜駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の受入れ人数は、約 1 万人であり、帰宅困難者数約 3.3 万人に対して不足する。
- ・市全体として帰宅困難者一時滞在施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区はすでに高密度に建物が集積し、帰宅困難者一時滞在施設を大幅に増やすことは難しい。

②-2 津波避難スペース

- ・市全体として津波避難施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区は、既成市街地であり、津波避難施設を大幅に増やすことは難しい。

②-3 避難誘導

- ・避難先への滞留者の配分の偏りや、幅員の狭い場所での過度な滞留が生じる。
- ・滞留者が自分の居る場所から最も近い避難場所に避難したと想定した場合、避難者配分のアンバランスや、避難経路上の狭隘部で避難に要する時間が大きくなる。
- ・避難経路の安全確認、避難誘導、交通整理の人員が確保できない場合がある。
- ・性急な行動は、雑踏事故、二次被害（余震、津波）に巻き込まれる可能性がある。

②-4 徒歩帰宅支援

- ・徒歩帰宅者に対する誘導策等が必要である。
- ・徒歩帰宅時において、休憩場所やトイレの大幅な不足が想定される。

②-5 要援護者対応

- ・身障者、高齢者、傷病者、外国人など要援護者への情報提供・避難支援等が不足する。

②-6 備蓄

- ・横浜駅周辺地区においては、多くの帰宅困難者が発生することが想定されているが、それに対応した備蓄は確保されていない。迅速な対応を図る必要がある。

課題③ 建築物の耐震化

- ・横浜市では、耐震性を有する建築物は約 89%※であり、耐震性のない建築物は耐震補強等の対策がされていないと大地震の時に大きな損傷を受ける恐れがある。

※出典：横浜市耐震改修促進計画（平成 30 年度 4 月改定） 住宅・特定建築物の耐震化率

課題④ 情報提供ツール

- ・避難者及び滞留者等に迅速、的確に情報提供するためのツールや、行政及び事業者間の通信ツールが充実していない。
- ・停電時における来街者に対する情報提供手段が確保されていない。
- ・情報の輻湊及び流言飛語による混乱が予想される。

1.8 目標と取組み

「第1章 1.7 防災上の課題」で整理した各課題を解決するために目標、中目標を設定し、下記の表に整理した。

表 安全確保の目標

目標	中目標
①発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制の確立	迅速な災害運営体制の立ち上げと正確な情報の収集・伝達体制の確立
②滞留者・帰宅困難者の抑制及び支援	発生する帰宅困難者数の抑制と受入施設の拡充
	津波避難スペース、避難施設の拡充
	避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報伝達手段を事前に整理
	徒歩帰宅者への支援の実施
	要援護者に対する優先的な支援の実施
③建築物の耐震化	耐震性の把握、耐震改修の推進
④情報提供ツールの整備	滞留者等に対する情報拠点や情報伝達設備の整備

目標① 発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制の確立

(1) 目標

災害発生時に、市や、警察、消防、鉄道事業者、商業施設、事務所ビルなどの関係者が連携して防災活動を行うためには、各事業所ごとの自衛消防組織の充実・強化を推進するとともに、迅速に災害時運営体制を立ち上げ、初動対応に当たるとともに、正確な情報の収集及び伝達するための体制の確立が重要であり、その実現を図ります。

(2) 取組み内容

- ・ 災害時の運営体制確立の事前準備
- ・ 災害時に情報収受や対応方針の検討などを行うため、市職員や関係事業者が集まれる場所・設備を駅直近に整備（横浜駅周辺総合防災センター）
- ・ 市職員が横浜駅情報連絡本部に到着するまでの初動対応の確保
- ・ 市と民間事業者が連携した市本部、区本部等への情報受伝達の体制の強化
- ・ 「情報受伝達マニュアル」の見直し等マニュアルの整備
- ・ 災害時の体制確立の確実な実施
- ・ 災害時の運営体制確立訓練の実施

目標② 滞留者・帰宅困難者の抑制及び支援

目標②-1 滞留者・帰宅困難者への対応

(1) 目標

横浜駅周辺地区では帰宅困難者約 3.3 万人と推計され、それらを受入れる帰宅困難者一時滞在施設の数が少ないため、滞留者・帰宅困難者をできるだけ少なくする取組みが必要です。

併せて、「帰宅困難者一時滞在施設」の拡充や災害時における民間施設の受入れ協力により、帰宅困難者の受入れスペースの確保を図ります。

(2) 取組み内容

- ・ 滞留者の発生抑制
- ・ 家族等との安否確認手段の確保
- ・ 「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知や『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充により、発生する帰宅困難者数を抑制
- ・ 受入施設の確保
- ・ 事業者・地域による帰宅困難者の支援
- ・ 再開発等を行う際にエキサイトよこはま22まちづくりガイドライン防災・防犯分野の「災害時における滞留者や帰宅困難者への対策」の推進
- ・ 滞留者・帰宅困難者の誘導、受入訓練の実施

目標②-2 津波避難スペースの確保

(1) 目標

横浜駅周辺地区では滞留者数が約 10.2 万人と推計され、津波・大津波警報発表及び避難勧告・指示発令時に全員を、海拔 5メートル以上の高台、津波避難施設または鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物の3階以上のできる限り高い階へと避難させるために、津波避難施設の拡充や津波発生時でも使用可能な滞留スペースの増加を図ります。

(2) 取組み内容

- ・ 津波避難スペースの拡充、確保
- ・ 津波避難施設の指定の促進
- ・ 地区内で再開発等を行う際の、行政機関・民間事業者の協力による津波避難施設の指定促進

目標②-3 避難誘導

(1) 目標

発災時に円滑な避難を可能とするためには、あらかじめ、民間事業者や行政機関等により、取組みの明確化と連携・協力体制を構築しておく必要があります。

そのためには、滞留者・帰宅困難者の安全を確保できるようあらかじめ、避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報伝達手段を定めるとともに、情報入手手段、情報伝達手段及び情報伝達文（内容）を事前に整理します。

(2) 取組み内容

- ・ 民間事業者と行政機関等が連携した災害時の対応の作成及び体制づくり
- ・ 津波時の避難誘導指針の作成
- ・ 避難のための事前の準備
- ・ 避難経路の安全確認
- ・ 避難誘導先の設定
- ・ デッキレベルでの歩行者ネットワーク化による避難経路の確保
- ・ 災害時用のマップ、避難方向を明示するサインの設置等情報提供ツールの整備
- ・ 避難誘導、交通整理の実施

目標②-4 徒歩帰宅支援

(1) 目標

災害時に、鉄道やバスなどの交通機関の運行停止が長期化した場合、徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対して、徒歩帰宅を安全・円滑に行えるような支援を実施します。それにより、地区内の滞留者・帰宅困難者数の軽減や帰宅困難者対応を軽減します。

(2) 取組み内容

- ・ 道路沿いの被害情報や交通機関の運行状況などの情報提供
- ・ コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時帰宅支援ステーション」の拡充
- ・ 滞留が想定される場所や道路横断地点での交通整理
- ・ 避難誘導訓練の実施

目標②-5 要援護者対応

(1) 目標

災害時には、自ら避難行動をとることができない高齢者、傷病者や、必要な情報を十分に得られない外国人等の支援を優先します。

(2) 取組み内容

- ・ 地区内の高齢者、外国人等の把握
- ・ 要援護者に対する優先的な救護、備蓄物資の配布
- ・ わかりやすい日本語や外国語を用いた災害対応マニュアルの作成や防災啓発の実施
- ・ 要援護者や外国人を想定した訓練の実施
- ・ 翻訳ツールの活用等多言語による避難誘導方法の拡充

目標②-6 備蓄に関する取組み

(1) 目標

横浜駅周辺地区内で約 3.3 万人と推定される帰宅困難者に、滞在に必要な物資を確保するためには、官民が協力して備蓄品の確保に努める必要があります。

事業者は、各事業所の従業員の必要とする備蓄品の確保に努めます。来街者に関しては、地区の関係者が協力して、必要とする備蓄品の確保に努めます。

(2) 取組み内容

- ・ 開発に伴う備蓄倉庫の整備
- ・ 帰宅困難者数に見合う備蓄品の確保
- ・ 企業事業所における必要数プラス10%備蓄の検討・推進
- ・ 公共交通が復旧せず、帰宅が困難な者に対して備蓄品の配布
- ・ 要援護者に優先的に備蓄品を配布
- ・ 「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、関連団体に輸送の協力を要請

目標③ 建築物の耐震化

(1) 目標

横浜市では、耐震性を有する建築物は約89%^{※1}であり、建築物の耐震化を図ることは、建築物の在館者の命を守るだけでなく、落下物や倒壊を無くし、安全な避難や物資の輸送を確保するためにも必要です。

そのため、横浜市耐震改修促進計画^{※2}に基づき、耐震化を促進します。特に多数の者が利用する大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建築物については建築物の所有者等に対し啓発を行い、耐震化を促進します。

※1 出典：横浜市耐震改修促進計画（平成30年度4月改定） 住宅・特定建築物の耐震化率

※2 横浜市耐震改修促進計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定された計画

(2) 取組み内容

- ・ 新耐震以前の建物[※]の耐震性の把握
※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事着工した建築物
- ・ 耐震補強、建て替えなどによる耐震性の確保
- ・ 大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建築物について耐震化を促進

目標④ 情報提供ツールの整備

(1) 目標

災害発生時、正確な情報を収集及び伝達するための情報受伝達体制の確立が重要であり、確実に機能する情報伝達設備が不可欠です。そのために、あらかじめ、情報拠点の配置や複数の手段による情報伝達設備の整備等を進めておきます。

(2) 取組み内容

- ・ 駅前の滞留者に対する適切なスピーカー、モニター設置など各種情報提供ツールの整備に向けた検討
- ・ 情報受伝達体制の強化
- ・ 災害時情報伝達訓練の実施

1.9 取組みの考え方

「第1章 1.8 目標と取組み」で整理した各目標を達成するため、各関係者がどのような考え方で取組むかを「自助」「共助」「公助」に分けて下記の表に整理しました。なお、ここでの「自助」「共助」「公助」の考え方は次の通りです。

- ・自助：個人単位ではなく組織単位で自らの取組み
- ・共助：関係者が一体となつての取組み
- ・公助：行政が主体の取組み

表 安全確保の目標と取組内容及びその期待される取組みの考え方

目標	中目標	自助	共助	公助	取組み内容
1. 横浜駅情報連絡本部の運営体制の確立	迅速な災害運営体制の立ち上げと正確な情報の収集・伝達体制の確立		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の運営体制確立の事前準備 ・災害時に情報収受や対応方針の決定などを行うため、市職員や関係事業者が集まれる場所・設備を駅直近に整備（横浜駅周辺総合防災センター） ・市職員が横浜駅情報連絡本部に到着するまでの初動対応の確保 ・市と民間事業者が連携した市本部、区本部等への情報受伝達の体制の強化 ・「情報受伝達マニュアル」の見直し等マニュアルの整備 ・災害時の体制確立の確実な実施 ・災害時の運営体制確立訓練の実施
	発生する帰宅困難者数の抑制と受入施設の拡充	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者の発生抑制 ・家族等との安否確認手段の確保 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知や『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充により、発生する帰宅困難者数を抑制 ・受入施設の確保 ・事業者・地域による帰宅困難者の支援 ・再開発等を行う際に「滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みの実施」の推進 ・滞留者・帰宅困難者の誘導、受入訓練の実施
	津波避難スペース、避難施設の拡充	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難スペースの拡充、確保 ・津波避難施設の指定の促進 ・地区内で再開発等を行う際の、行政機関・民間事業者の協力による津波避難施設の指定促進
	避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報伝達手段を事前に整理	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と行政機関等が連携した災害時の対応の作成及び体制づくり ・津波時の避難誘導指針の作成 ・避難のための事前の準備 ・避難経路の安全確認 ・避難誘導先の設定 ・デッキレベルでの歩行者ネットワーク化による避難経路の確保 ・災害時用のマップ、避難方向を明示するサインの設置等情報提供ツールの整備 ・避難誘導、交通整理の実施
	徒歩帰宅者への支援の実施		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いの被害情報や交通機関の運行状況などの情報提供 ・コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時帰宅支援ステーション」の拡充 ・滞留が想定される場所や道路横断地点での交通整理 ・避難誘導訓練の実施
	要援護者に対する優先的な支援の実施		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の高齢者、外国人等の把握 ・要援護者に対する優先的な救護、備蓄物資の配布 ・わかりやすい日本語や外国語を用いた災害対応マニュアルの作成や防災啓発の実施 ・要援護者や外国人を想定した訓練の実施 ・翻訳ツールの活用等多言語による避難誘導方法の拡充
	従業員、帰宅困難者のための備蓄の推進	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う備蓄倉庫の整備 ・帰宅困難者数に見合う備蓄品の確保 ・企業事業所における必要数プラス10%備蓄の検討・推進 ・公共交通が復旧せず、帰宅が困難な者に対して備蓄品の配布 ・災害時要援護者に優先的に備蓄品を配布 ・「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、関連団体に輸送の協力を要請
3. 建築物の耐震化	耐震性の把握、耐震改修の推進、	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震以前の建物の耐震性の把握 ・耐震補強、建て替えなどによる耐震性の確保 ・大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建築物について耐震化を促進
4. 情報提供ツールの整備	滞留者等に対する情報拠点や情報伝達設備の整備		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の滞留者に対する適切なスピーカー、モニター設置など各種情報提供ツールの整備に向けた検討 ・情報受伝達体制の強化 ・災害時情報伝達訓練の実施

第2章 都市再生安全確保にかかる事業・事務

本章では、帰宅困難者一時滞在施設や津波避難施設としてすでに指定されている施設や、指定予定の施設および再開発等において新たに整備する帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設、避難経路、備蓄倉庫などを、関係者等と協議の上で、都市再生安全確保施設として定め、管理主体や管理内容など実施に向けた協議が整った時点で記載します。

2.1 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より帰宅困難者一時滞在施設としてすでに指定されている施設及び指定予定の施設を退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）として定めます。（1.8 目標と取組み 目標②-1 滞留者・帰宅困難者への対応）

表1 都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に係る計画

施設に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	管理主体	管理の内容	実施期間
1	情報科学専門学校	帰宅困難者一時滞在施設	学校法人 岩崎学園	施設維持管理	2012.1.25 ～
2	谷川ビル	帰宅困難者一時滞在施設	株式会社 谷川商店	施設維持管理	2011.12.5 ～
3	神奈川歯科大学付属横浜クリニック	帰宅困難者一時滞在施設	学校法人 神奈川歯科大学	施設維持管理	2012.1.1 ～
4	立正佼成会 横浜教会普門館	帰宅困難者一時滞在施設	立正佼成会	施設維持管理	2012.7.25 ～
5	横浜 f カレッジ	帰宅困難者一時滞在施設	学校法人 岩崎学園	施設維持管理	2012.1.25 ～
6	ハマボール イアス	帰宅困難者一時滞在施設	株式会社 トライフォース	施設維持管理	2012.1.1 ～
7	ラウンドワン 横浜駅西口店	帰宅困難者一時滞在施設	株式会社 ラウンドワン	施設維持管理	2012.1.25 ～
8	HOTEL THE KNOT YOKOHAMA	帰宅困難者一時滞在施設	株式会社 ホスピタリティ オペレーションズ	施設維持管理	2011.12.5 ～
9	日産自動車 グローバル本社	帰宅困難者一時滞在施設	日産自動車 株式会社	施設維持管理	2012.2.10 ～
10	西公会堂	帰宅困難者一時滞在施設	横浜市 (指定管理者)	施設維持管理	2016.4.1 ～
11	横浜市民防災センター	帰宅困難者一時滞在施設	横浜市	施設維持管理	2011.4.1 ～
12	JR 横浜タワー	帰宅困難者一時滞在施設	東日本旅客鉄道 株式会社	施設維持管理	2020～ (予定)
13	横浜駅きた西口鶴屋地区 第一種市街地再開発事業 (予定)	帰宅困難者一時滞在施設	横浜駅きた西口 鶴屋地区市街地 再開発組合	施設維持管理	2022～ (予定)

2.2 退避施設（津波避難施設）

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より津波避難施設としてすでに指定されている施設及び指定予定の施設を退避施設（津波避難施設）として定めます。（1.8 目標と取組み 目標②-2 津波避難スペース）

表2 都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に係る計画

施設に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	管理主体	管理の内容	実施期間
1	日産自動車 グローバル本社	津波避難施設	日産自動車 株式会社	施設維持管理	2012.2.10 ～
2	ハマボール イアス	津波避難施設	株式会社 トライフォース	施設維持管理	2012.1.1 ～
3	HOTEL PLUMM	津波避難施設	国際興産 株式会社	施設維持管理	2012.4.4 ～
4	ラウンドワン 横浜駅西口店	津波避難施設	株式会社 ラウンドワン	施設維持管理	2012.4.20 ～
5	谷川ビル	津波避難施設	株式会社 谷川商店	施設維持管理	2012.5.10 ～
6	岡野中学校	津波避難施設	横浜市	施設維持管理	2011.9.29 ～
7	平沼小学校	津波避難施設	横浜市	施設維持管理	2011.9.29 ～
8	神奈川県民センター	津波避難施設	神奈川県	施設維持管理	2012.3.29 ～
9	県立横浜平沼 高等学校	津波避難施設	神奈川県	施設維持管理	2012.3.29 ～
10	横浜西合同庁舎	津波避難施設	神奈川県	施設維持管理	2011.12.7 ～
11	西スポーツセンター	津波避難施設	横浜市 (公益財団法人 横浜市体育協会)	施設維持管理	2012.4.5 ～
12	平沼集会所	津波避難施設	横浜市 (一般社団法人 西区区民利用施設協会)	施設維持管理	2012.4.5 ～
13	神奈川歯科大学付 属横浜クリニック	津波避難施設	学校法人 神奈川歯科大学	施設維持管理	2012.1.1 ～
14	立正佼成会 横浜教会普門館	津波避難施設	立正佼成会	施設維持管理	2013.3.22 ～
15	タカシマヤローズ ホールビル	津波避難施設	株式会社 高島屋	施設維持管理	2018.4.20 ～
16	JR 横浜タワー	津波避難施設	東日本旅客鉄道 株式会社	施設維持管理	2020～ (予定)
17	JR 横浜鶴屋町ビル	津波避難施設	東日本旅客鉄道 株式会社	施設維持管理	2020～ (予定)
18	横浜駅きた西口 鶴屋地区第一種 市街地再開発事業 (予定)	津波避難施設	横浜駅きた西口 鶴屋地区市街地 再開発組合	施設維持管理	2022～ (予定)

2.3 退避経路

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第 2 号、第 3 号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路を退避経路として定めます。(1.8 目標と取組み 目標②-3 避難誘導)

表 3 都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項 第 2 号、第 3 号に係る計画

施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
1	横浜駅東口基盤整備事業におけるデッキ	退避経路	未定	未定	歩行者通路の整備	未定	未定	施設維持管理	2023～(予定)
2	エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画における歩行者用通路F(緊急車両通行部分除く)	退避経路	東日本旅客鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 等	東日本旅客鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 等	歩行者通路の整備	2015～2020(予定)	未定	施設維持管理	2020～(予定)

2.4 備蓄倉庫・その他の施設

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第 2 号、第 3 号に基づき、滞留者等のための備蓄倉庫、その他の施設を定めます。

2.5 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事業等

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第 4 号に規定する都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他滞留者等の安全確保を図るための必要な事業等について定めます。

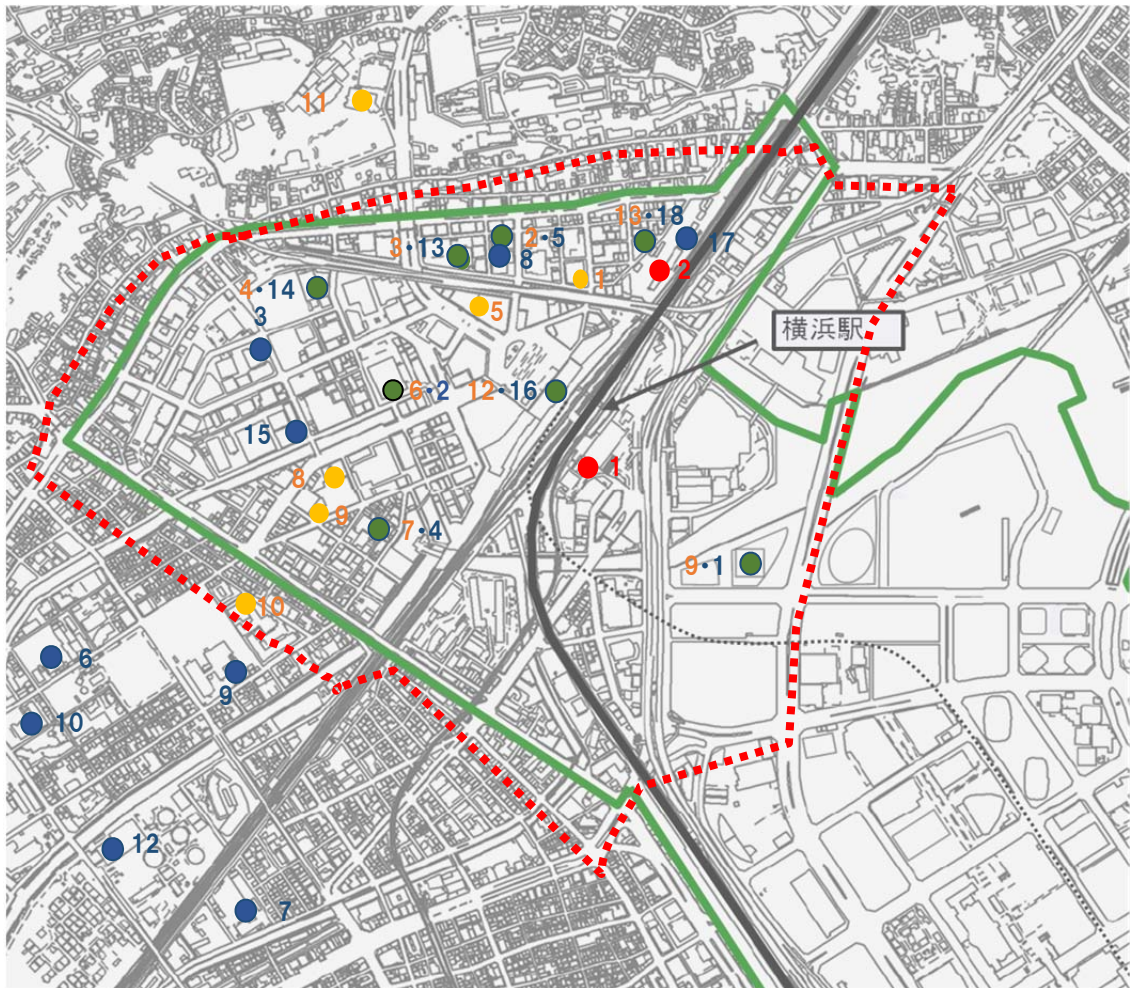
2.6 その他・滞留者等の安全を確保するために必要な事務等

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第 5 号に規定する大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務等について定めます。

表 4 都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項 第 5 号に係る計画

事務に係る事項			事務に係る事項			管理に係る事項		
番号	事務の名称	種類	実施主体	事務の内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
1	横浜駅周辺地区災害時における来街者避難誘導サポート(支援)協定	避難誘導	ヤマト運輸株式会社 神奈川主管支店	避難マップの配布 避難誘導	2014～	ヤマト運輸株式会社 神奈川主管支店	協定事項の実施	

2.7 施設の位置図



- 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）
- 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設兼津波避難施設）
- 退避施設（津波避難施設）
- 退避経路

※番号は一覧表の施設番号を示す

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画

作成 横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会
横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会

平成 26 年 3 月策定

平成 30 年 1 2 月改定